

2024年（令和6年）9月17日

〒150-6034

東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー34階

株式会社クリア

代表取締役 勝 沼 潤 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木 尉 久



〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201 FAX 078-361-7205

URL : <https://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕北はりま司法書士事務所

司法書士 今井 俊之

TEL 0795-38-7616 FAX 0795-38-7617

## 再 申 入 書

当法人は、貴社に対し、2024年（令和6年）5月13日付質問書により、2024年3月4日付で貴社よりいただいた回答書の記載内容を踏まえた質問をさせていただいたところ、2024年6月28日付回答書（以下「本件回答書」といいます。）により、貴社からこれに対するご回答をいただきました。ご対応くださりありがとうございました。

今般、当法人において本件回答書並びに本件回答書に添付された資料を検討

しましたところ、貴社の「アフター保証」制度は、その意味が依然として判然としないところがあると考えられます。

そこで、当法人は、貴社に対し、本書により、本件回答書の内容を踏まえて、再度の申入れをする次第です。つきましては、本申入れに対する貴社のご回答を本書面到達後1か月以内に、文書にて当法人事務所までご送付いただきますようお願いいたします。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

## 第1 申入れの理由

- 1 貴社は、同一の消費者との間で、先行して主として締結されるエステティックサービス契約（以下「主たる契約」といいます。）及びこれに後続して主たる契約の契約期間満了後に「90%OFFアフター保証」との名称のサービスを提供する旨の契約（以下「90%OFFアフター保証契約」といいます。）を締結することを予定し、約款等を作成しています。

当法人は、①「90%OFFアフター保証契約」が、主たる契約と一体をなす一個の契約の一部であるのか、それとも、②「90%OFFアフター保証契約」は、主たる契約の履行後に新たに締結されることになる、主たる契約とは区別された別個の契約であるのか、判然としないことが問題であると考えます。

- 2 仮に、①「90%OFFアフター保証契約」が、主たる契約と一体をなす一個の契約の一部であるならば、主たる契約の契約書自体に「90%OFFアフター保証契約」のサービス内容とその対価が明示されていなければなりません（特定商取引法第42条第2項第2号）。

この点、本件回答書に添付された貴社の「エステティックサービス概要

書面」及び「エステティックサービス契約書」には、役務内容として『「特典」のサービス内容に関しては別紙「付帯サービス説明書」をご確認ください。』、「付帯サービス説明書」には、「割引率：対象プランの税込み価格から90%割引。」との記載があります。しかし、これらの記載では、割引率を乗ずる「対象プランの税込み価格」が示されておらず、消費者が「90%OFFアフター保証契約」に基づき支払う価格が不分明で、「役務の対価」が明示されているとはいえません。その結果、貴社は、依然として特定商取引法第42条第2項所定の書面交付義務を履行していないこととなります。

- 3 また、仮に、②「90%OFFアフター保証契約」が、主たる契約の履行後に新たに締結されることになる、主たる契約とは区別された別個の契約であるならば、「特典」、「付帯」、「アフター保証」というような紛らわしい言葉を使って消費者を勧誘するべきではなく、主たる契約と「90%OFFアフター保証契約」はまったくの別契約であること及び「90%OFFアフター保証契約」の役務の価格は「90%OFFアフター保証契約」締結時の価格に割引率を乗じて得た価格であることが一目瞭然となるようにするべきです。

## 第2 申入れの趣旨

そこで、当法人は、貴社に対し、次のとおり、申入れを行います。

- 1 「90%OFFアフター保証契約」が、主たる契約と一体をなす一個の契約の一部であるのか、それとも、②「90%OFFアフター保証契約」は、主たる契約の履行後に新たに締結されることになる、主たる契約とは区別された別個の契約であるのかを、明らかにすることを求めます。
- 2 仮に、①「90%OFFアフター保証契約」が、主たる契約と一体をなす一個の契約の一部であるならば、主たる契約の契約書自体に「90%OFF

アフター保証契約」のサービス内容とその対価（割引率を乗ずる元となる価格を含む。）を明示することを求めます。ホームページ上の記載についても同様です。

- 3 仮に、②「90%OFFアフター保証契約」が、主たる契約の履行後に新たに締結されることになる、主たる契約とは区別された別個の契約であるならば、「特典」、「付帯」、「アフター保証」というような紛らわしい言葉を使用することを止め、契約書に主たる契約と「90%OFFアフター保証契約」が別契約であること及び「90%OFFアフター保証契約」の役務の価格は「90%OFFアフター保証契約」締結時の価格に割引率を乗じて得た価格であることが一目瞭然となるよう明示することを求めます。ホームページ上の記載についても同様です。

以上